

別紙 1

埼玉県食品ロス削減対策取組事例集デザイン・印刷業務委託仕様書

1 委託業務名

埼玉県食品ロス削減対策取組事例集デザイン・印刷業務委託

2 業務の目的

食品ロス削減を県民運動として推進するため、消費者、事業者、行政や団体などが取組の参考とできるよう、食品ロス削減に関する好事例を紹介した事例集を作成する。

3 契約期間

契約の日から令和3年3月29日(月)まで

4 業務内容

受託者は次の事項に留意し、提案のデザイン、レイアウトを基に県との協議を踏まえ、事例集のデザイン・印刷を行う。

(1) デザインイメージ

ア 共通

ユニバーサルデザイン及び男女共同参画の視点に立ち、若年者から高齢者まで理解できるよう、分かりやすく見やすいデザイン、レイアウトとなるよう配慮すること。

イ 表紙

食品ロス削減を県民運動として推進するため、幅広い世代を対象として、食品ロス削減に取り組む機運を高めるようなインパクトのあるデザインとすること。

ウ 各取組の紹介

紹介された事例や取組を行っている事業者や団体等をアピールすると同時に、紹介した事例を参考に食品ロス削減の取組を実践したくなるようなデザインとすること。

(2) 事例集の構成

食品ロス削減推進法の基本方針に基づき、消費者、事業者、行政・団体に分けて事例を掲載し、次のアからカの順で掲載する。

ア 作成の趣旨

イ 目次

ウ 消費者の取組事例

エ 事業者の取組事例

オ 行政・団体の取組事例

カ 終わりに

(3) 表紙のレイアウトについて

ア 彩の国、県章、コバトン、さいたまっちをレイアウトすること。

(4) 目次ページのレイアウト

ア 各取組事例に SDGs マークを掲載し、取組のポイントが分かるようにする。

(5) 取組事例ページのレイアウト

ア 横書き見開きとする。

イ 掲載項目は概ね以下のとおりとする。

- ・食品ロス削減の取組に関するキャッチコピー
- ・取組と関連する SDGs マーク

- ・テーマ又は取組主体の名称
- ・テーマの説明又は取組主体の概要
- ・取組主体の活動紹介
- ・食品ロス削減のアイデア、具体的な取組等
- ・食品ロス削減に関する取組主体のメッセージ

ウ 概ね食品ロス削減に関する部分を右側、それ以外の部分を左側に配置するよう配慮し、食品ロス削減の取組がアピールできるように工夫すること。

エ 取組事例ページ全体で統一感を持たせること。

オ 文章、画像は県からの提供とする。

カ 適宜イラストを作成して配置すること。

(6) 規格等

- | | |
|--------|---------------------------------------|
| ア 規格 | A 4 版両面 |
| イ 色数 | 4 色刷 |
| ウ ページ数 | 概ね 4 4 ページ (編集状況によって増減がある) |
| エ 用紙 | 表紙 コート紙四六判 135 kg
本文 コート紙四六判 90 kg |
| オ 製本 | 並製本 (中とじ) |

(7) 原稿の渡し方

契約締結後、速やかに Word または pdf データで提供する。

(8) 校正

文字・色校正(デザイン・レイアウトに係る部分を含む)を 2 回以上行うものとする。
なお、委託者が校了と判断するまで、必要な修正を行うこと。

5 印刷部数

4, 0 0 0 部

6 納品

(1) 納品期限

令和 3 年 3 月 2 9 日 (月)

(2) 納品方法

- ア 冊子 印刷した冊子を 1 0 0 冊ごとに梱包して納品すること。
- イ 電子データ 電子データ (pdf 及び Ai) を CD-ROM で納品すること。

(2) 納品場所

埼玉県環境部資源循環推進課
所在地：さいたま市浦和区高砂 3 - 1 5 - 1 (県庁第 3 庁舎 2 階)

7 著作権・版権の帰属

受注者は、成果物の著作権(著作権法第 27 条及び 28 条に規定する権利を含む。以下同じ)を委託者に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。

ただし、受託者が所有する写真・イラスト等を使用した場合、当該写真・イラスト等については、この限りではない。県が成果品以外に使用する際には、受注者と協議・許諾等を要するものとする。

また、納入される成果物に、第 3 者が権利を有する著作物(以下、「既存著作物」という)が含まれる場合には、受注者は当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契

約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受注者の責任において処理するものとする。

8 業務実施にあたっての留意事項

(1) 第三者への委託

受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(2) 委託業務に関して知り得た秘密

受託者は、委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

(3) 委託者への損害賠償

受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(4) 第三者への損害賠償

受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の故意が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(9) 成果物に瑕疵があった場合の対応

成果物の引き渡し後1年の間に、成果物に瑕疵がある場合は、委託者と協議の上、修正等必要な措置を無償で講ずること。

9 その他

(1) 受託者は、委託者と十分に打合せの上、業務に当たること。

(2) 業務遂行にあたり発生した疑義等については、委託者と受託者で協議の上、適切に実施すること。